平成23年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅰ種試験公告

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、平成23年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅰ種試験について、次のとおり告知する。

平成23年4月1日　最高裁判所

1　試験の名称　平成23年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅰ種試験(以下､「事務官Ⅰ種試験」という。)

2　対象官職　裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第6条に規定する行政職俸給表㈠（以下､「行政職俸給表㈠」という。)の職務の級2級相当の裁判所事務官

3　給与　この試験に合格して採用された場合には、原則として、行政職俸給表㈠の2級1号俸の俸給が支給される。このほか、一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。

4　受験資格　昭和56年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

⑴　日本の国籍を有しない者

⑵　国家公務員法第38条に該当する者

5　受験の特例　事務官Ⅰ種試験の受験者は、申込みに際して､併せて平成23年度裁判所職員(裁判所事務官）採用Ⅱ種試験の受験者としての取扱いを希望することができる。

6　第1次試験　教養試験及び専門試験とする。

⑴　対象者　受験申込者全員

⑵　方法

ア　教養試験　一般的知識及び能力について、択一式による筆記試験を行う。

イ　専門試験　専門的知識及び能力について、択一式により、次の科目の筆記試験を行う。

㋐　憲法

㋑　民法

㋒　次に掲げる科目のうち、受験者が選択する1科目

ａ　刑法

ｂ　経済理論

⑶　試験期日　平成23年5月29日（日）

⑷　試験地　東京都、横浜市、さいたま市、千葉市、静岡市、新潟市、大阪市、京都市、神戸市、名古屋市、金沢市、広島市、山口市、岡山市、松江市、福岡市、熊本市､鹿児島市、那覇市、仙台市、福島市、盛岡市、札幌市、釧路市、高松市及び松山市

⑸　第1次試験合格者発表の期日　平成23年6月14日（火）

7　第2次試験　教養試験、専門試験及び口述試験とする。

⑴　対象者　第1次試験合格者。ただし、⑵のア及び同イの㋐の筆記試験については、第1次試験の有効受験者に対して行う。

⑵　方法

ア　教養試験　課題に対する識見、判断力及び理解力について、論文式による筆記試験を行う。

イ　専門試験　専門的知識及び理論の応用能力について、論文式により、次の科目の筆記試験を行う。

㋐　憲法

㋑　民法

㋒　刑法

㋓　次に掲げる科目のうち、受験者が選択する1科目

ａ　民事訴訟法

ｂ　刑事訴訟法

ウ　口述試験　人柄などについて、個別面接による試験を行う。

⑶　試験期日

ア　教養試験及び専門試験の憲法　平成23年5月29日（日）

イ　専門試験（憲法を除く。）　平成23年6月18日（土）

ウ　口述試験　平成23年6月20日（月）から同年7月4日（月）までの間で、第1次試験合格者に送付する口述試験受験票により指定する日

⑷　試験地

ア　教養試験及び専門試験　第1次試験の試験地に同じ。

なお、受験者は、第1次試験を受験した試験地と同一の試験地で受験する。

イ　口述試験　次の表の「第1次試験試験地」欄に掲げる地で第1次試験を受験した者の試験地は､「試験地」欄に定める地とする。

第1次試験試験地	試験地
東京都　横浜市　さいたま市　千葉市　静岡市　新潟市	東京都
大阪市　京都市　神戸市	大阪市
名古屋市　金沢市	名古屋市
広島市　山口市　岡山市　松江市	広島市
福岡市　熊本市　鹿児島市　那覇市	福岡市
仙台市　福島市　盛岡市	仙台市
札幌市　釧路市	札幌市
高松市　松山市	高松市

⑸　第2次試験合格者発表の期日　平成23年7月13日（水）

8　第3次試験　口述試験とする。

⑴　対象者　第2次試験合格者

⑵　方法　人柄などについて、集団討論及び個別面接による試験を行う。

⑶　試験期日　平成23年7月20日（水）から同月22日（金）までの間で、第2次試験合格者に送付する受験票により指定する日

⑷　試験地　東京都

9　最終合格者発表の期日　平成23年8月5日（金）

10　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿は、最終合格者を高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿の中から行う。

11　受験申込手続

⑴　受験申込書の交付　受験申込書は、高等裁判所､地方裁判所及び家庭裁判所で交付する。

なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「事務官Ⅰ種受験案内請求」と朱書し、あて先及び郵便番号を明記して120円切手をはった返信用封筒（角形2号）を同封する。

⑵　受験申込先　第1次試験の受験を希望する試験地にある地方裁判所

⑶　受験申込方法　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、本人の写真（申込前3箇月以内に、脱帽、正面向き、上半身を撮影したもので、縦4センチメートル、横3センチメートルのもの）1枚をはって、受験申込先に簡易書留郵便で提出する。

なお、封筒の表に「Ⅰ種受験」と朱書する。

⑷　受付期間　平成23年4月1日（金）から同月15日（金）まで

なお、平成23年4月15日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

⑸　試験の特例の希望等の変更禁止　受験申込みが受理された後は、申込みをした特例の希望及び試験地の変更は、認めない。

12　その他

⑴　受験申込手続その他受験についての問い合わせは、受験申込先に行うこと。

⑵　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

平成23年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅱ種試験公告

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、平成23年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅱ種試験について、次のとおり告知する。

平成23年4月1日　最高裁判所

1　試験の名称　平成23年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅱ種試験

2　対象官職　裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第6条に規定する行政職俸給表㈠（以下､「行政職俸給表㈠」という。)の職務の級1級相当の裁判所事務官

3　給与　この試験に合格して採用された場合には、原則として、行政職俸給表㈠の1級25号俸の俸給が支給される。このほか、一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。

4　受験資格　昭和56年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

⑴　日本の国籍を有しない者

⑵　国家公務員法第38条に該当する者

5　第1次試験　教養試験及び専門試験とする。

⑴　対象者　受験申込者全員

⑵　方法

ア　教養試験

一般的知識及び能力について、択一式による筆記試験を行う。